ACSES ニュースレター_２０５７号（2021 年 3 月 17 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇旭化成レオナ工場火災　電気ケーブルから出火、けが人なし〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等〈消費庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・医療安全対策〈厚生労働省〉
・中学生に 790 万円賠償命令　徒歩でぶつかり 79 歳転倒、後遺症〈新聞報道〉
・LINE 中国にシステム管理委託 技術者が個人情報アクセス可能に〈放送報道〉／中国の 4 人に接続権限　LINE「日本に人材おらず」〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・作業員にプルトニウム付着　青森の施設、周辺影響なし〈Web 報道〉
・柏崎刈羽原発 長期間テロ対策に不備 「最も深刻レベル」規制委〈放送報道〉／柏崎原発、侵入検知一時不能に　設備故障、長期間代替策取らず―規制委〈Web 報道〉
・原発不祥事、底無しの様相　梶山経産相「再稼働段階にない」〈Web 報道〉
・脱原発を望む回答が８割超、「原発容認」は約 15%　地方紙協働企画アンケート〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 労働安全衛生法第六十条の二第二項の規定に基づく教育の適切かつ有効な実施を図るための指針に関する公示（厚生労働省）〈官報〉
[4] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 383 号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 10 号）〈官報〉
[6] 廃棄物関係
◇一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令(環境省令第１号)〈官報〉
[7] 温暖化対策関係
◇地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における平成 29 年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について〈経済産業省・環境省〉
◇特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件の一部を改正する件（環境省告示第 16 号）〈官報〉
◇水素の利用促進へ特区や法整備を　　企業協議会、経産相に政策提言〈Web 報道〉
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　４件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
[9] その他省庁発表　　７件

片栗（カタクリ）

［10］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　９件　　［開催記録、報告、資料等］　１件

［11］その他

◇インフルエンザ、感染症関係：２件

［付録］

◇教員の質向上 体制整備　35 人学級・デジタル化　中教審に諮問　文科相〈新聞報道〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇旭化成レオナ工場火災　電気ケーブルから出火、けが人なし

＜宮崎日日新聞　2021 年 3 月 13 日＞　https://www.the-miyanichi.co.jp/kennai/category_2/_51891.html

12 日午後 1 時 20 分ごろ、延岡市長浜町 4 丁目の旭化成レオナ樹脂・原料工場から、「タンクから火が出ている」と消防へ通報があった。市消防本部によると、溶接作業のために設置した電気ケーブルから出火しており、約 20 分後に従業員らが消火した。けが人はいなかった。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(石油ストーブ(開放式))

＜消費庁　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023481/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210316_1.pdf

特記事項:株式会社コロナが製造した石油ストーブ(開放式)のリコール(無償点検)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
　（うち石油ストーブ（開放式）１件、ガストーチ１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：７件
　（うち換気扇（床下用）１件、電気冷蔵庫１件、浴槽（介護用）１件、照明器具１件、
　延長コード（家具用）１件、氷かき器（電動式）１件、電気温風機１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 ８：件
　（うちヘアアイロン１件、電子レンジ１件、加湿器（スチーム式）１件、エアコン１件、ノートパソコン１件、
　照明器具１件、電気こたつ１件、換気扇１件）

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

○医療安全対策

＜厚生労働省　2021 年 3 月 15 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/i-anzen/index.html

・法令・通知等

法令・通知等（医療安全対策）　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4OokFlujb0qdQjpY

１ 医療安全対策に係る制度等に関するもの
２ 個別の安全対策に関するもの
３ 医療事故情報収集等事業 報告書及び年報に関するもの
４ 医療事故調査制度 再発防止提言及び年報に関するもの

平成３０年までの通知等　https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/

1 医療安全対策に係る制度等に関するもの
2 個別の安全対策に関するもの
3 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に関するもの

4 医療事故情報収集等事業に関するもの

・中学生に 790 万円賠償命令　徒歩でぶつかり 79 歳転倒、後遺症

＜毎日新聞　2021 年 3 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210316/k00/00m/040/305000c

大分市で歩いて登校中の 13 歳の女子中学生（当時）にぶつかられた 79 歳（同）の女性が、転倒したけがで後遺症が残ったなどとして約 1150 万円の賠償を求めた訴訟の判決で、大分地裁が中学生に約 790 万円の支払いを命じていた。府内覚裁判官は「中学生が注意義務を怠った過失がある」と認定し、過失相殺も認めなかった。

判決などによると、女子中学生は 2017 年 9 月、学校近くの通学路の歩道（幅約 2・2 メートル）を、同級生と 2 人で歩いて登校。前方の生徒 4 人を追い抜く際に、前から歩いてきた女性とぶつかった。両手に野菜を持っていた女性は尻餅をつき、腰の骨を折った。その後、女性は脊椎（せきつい）に運動障害を残すなどの後遺症があった。

女性側は「中学生は歩行者を追い抜こうとしたのだから、進行方向から対向してくる歩行者がいないことを確認する注意義務があった」と主張。中学生側は「いきなり速度を上げたり、進路を変えたりするような危険行為はしておらず、歩行者同士が多少ぶつかることはやむを得ない」と反論していた。

判決で府内裁判官は「歩道は約 2・2 メートルの幅しかなく、歩行者同士が衝突する具体的な危険が発生していた。中学生は安全に留意することなく漫然と生徒を追い抜こうとしており注意義務を怠った」と指摘。「事故の発生に女性に寄与があったとは認められず、過失相殺をするのは相当ではない」と判断した。判決は 15 日付。

・LINE 中国にシステム管理委託 技術者が個人情報アクセス可能に

＜NHK　2021 年 3 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210317/k10012918871000.html

通信アプリ大手の LINE が中国の開発会社にシステム管理を委託し、中国人の技術者が日本の利用者の個人情報にアクセスできる状態になっていたことがわかりました。

個人情報保護法では外国への個人情報の移転が必要な場合には利用者の同意を得るよう定めていますが、LINE は個人情報に関する指針で利用者に外国に情報を移転することを十分に説明しておらず、政府の個人情報保護委員会に報告したということです。

LINE の利用者は国内でおよそ 8600 万人にのぼっていて、親会社の Z ホールディングスは社内に委員会を設けて調査し、改善を図る方針を決めました。

・中国の 4 人に接続権限　LINE「日本に人材おらず」

＜朝日新聞　2021 年 3 月 17 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP3J7SYZP3JUTIL04M.html?iref=comtop_7_01

　無料通信アプリ「LINE」利用者の個人情報に、中国の関連会社からアクセス可能だったことが朝日新聞の取材でわかった。厳格な管理が求められる個人情報をめぐり、危うい実態の一端が明らかになった。

　LINE 側の説明で見えてきたのは、次のような経緯だ。

監視業務、中国法人に再委託

　同社はサービスに使う人工知能（AI）やシステムの運用に使う社内ツールなどの開発を、上海の関連会社に委託していた。

　そこでは、中国人スタッフ 4 人がシステム開発の過程で、日本のサーバーに保管される「トーク」と呼ばれる書き込みのほか、利用者の名前、電話番号、メールアドレス、LINE　ID などにアクセスできるようにしていた。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・作業員にプルトニウム付着　青森の施設、周辺影響なし

＜共同通信　2021 年 3 月 17 日＞　https://this.kiji.is/744500162666725376?c=39546741839462401

　16 日午前 10 時 40 分ごろ、青森県六ケ所村にある公益財団法人「核物質管理センター」の分析室で、作業員が容器から煙が出ているのを見つけた。約 3 時間半後に鎮火が確認されたが、消火に当たった職員 2 人の顔などにプルトニウムが付着した。周辺への影響はないとしている。

　同センターは核不拡散のための保障措置（査察）の実務を行っている。

・柏崎刈羽原発 長期間テロ対策に不備 「最も深刻レベル」規制委

＜NHK　2021 年 3 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210316/k10012918371000.html

新潟県にある東京電力柏崎刈羽原子力発電所で、テロ対策などとして不正侵入を防止する検知設備が、去年 3 月以降壊れていた可能性があることが、原子力規制委員会の調べでわかりました。規制委員会は長期間、不正な侵入を許すおそれがある状態になっていたとして、核物質防護に関わる 4 段階の評価のうち最も深刻なレベルに当たるとの暫定評価を明らかにしました。

原子力規制委員会はことし 1 月、柏崎刈羽原発で作業員が誤って侵入者を検知する設備を損傷させたと東京電力から報告を受け、現地調査などを行ってきました。

16 日は非公開で開かれた会合で、調査結果が報告され、作業員が誤って壊した検知設備とは別に、ほかの複数の検知設備が、去年 3 月以降壊れていた可能性があることがわかったということです。

規制委員会によりますと東京電力の警備担当の社員はその後、とられた代替措置に実効性がないことを認識しながら改善しなかったということです。

規制委員会は長期間不正な侵入を許すおそれがある状態になっていたとして、核物質防護に関わる 4 段階の評価のうち最も深刻なレベルに当たるとの暫定評価を明らかにしました。

今後、評価が確定しだい東京電力の処分などを検討するとしています。

東京電力は柏崎刈羽原発の再稼働を目指していますが、去年 9 月、社員が他の社員の ID カードを使って、中央制御室に不正に入室するなど問題が相次いでいて、東京電力の管理体制が問われています。

規制委 更田委員長「極めて深刻 検査は 1 年以上かかるのでは」

これについて原子力規制委員会の更田豊志委員長は、臨時の会見を開き「暫定評価ではあるが、柏崎刈羽原発が核物質防護において極めて深刻な状態にあることを示している。今後、評価の確定を待ち、検査などを通じて、さらにしっかりとした把握に努めていく」と述べました。

また更田委員長は、今後行政処分もあり得るとしたほか、今回の事案を受けて今後行う検査については「極めて検査が早く進んだとしても、1 年以上かかるのではないか」と述べました。

・柏崎原発、侵入検知一時不能に　設備故障、長期間代替策取らず―規制委

＜時事ドットコム　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021031601130&g=soc

原子力規制委員会は１６日、東京電力柏崎刈羽原発（新潟県柏崎市、刈羽村）で昨年３月以降、外部からの侵入を検知する設備が故障し、十分な代替措置が取られていなかったと発表した。

規制委は「核物質防護上、重大な事態になり得る状況にあった」として、４段階評価のうち最も深刻なレベルと判断した。規制委の発足以来、最悪レベルの評価は初めて。今後、東電に対し原因分析などの報告を求め、立ち入り検査を行う。

規制委によると、東電は今年１月、同原発で外部からの侵入を検知する設備が故障したと報告。２月、別の設備も故障していたと報告したため、規制委が立ち入り検査した。

その結果、昨年３月以降、複数の場所で設備が故障し、実効性のある代替措置が取られていなかったことが判明。結果として、不正な侵入を検知できない状態が３０日を超えている場所もあった。

不正な侵入は確認されなかったが、同様の状況は、少なくとも２０１８年１月以降、複数回起きていた可能性があることも分かった。

規制委は「組織的な管理機能が低下しており、核物質防護上、重大な事態になり得る状況にあった」と結論付けた。更田豊志委員長は記者会見で、「核物質防護の評価上、極めて深刻な状態にあった」と述べた。

柏崎刈羽原発では、昨年９月にも所員が同僚のＩＤカードを使って中央制御室に不正入室する問題が起きた。

・原発不祥事、底無しの様相　梶山経産相「再稼働段階にない」

＜時事ドットコム　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021031601245&g=eco

東京電力柏崎刈羽原発（新潟県柏崎市、刈羽村）で相次ぐ不祥事が底無しの様相を呈している。１６日には核物質防護設備の一部機能が停止し、不正侵入を検知できなかった恐れが新たに発覚。東電は福島第１原発事故に絡む賠償などで約１６兆円の負担を背負う。柏崎刈羽原発の再稼働を収益改善の切り札と位置付けてきたが、原子力規制委員会から「組織的な管理機能低下」の烙印（らくいん）を押され、実現は見通せなくなった。

梶山弘志経済産業相は１６日夜に緊急の記者会見を開き、「(規制委から) 最も厳しく評価された。このままでは再稼働できる段階にない」と述べた。管理体制の抜本的な改善を抜きに東電と国が目指す再稼働は困難との見通しを示した。

柏崎刈羽原発では、社員が同僚のＩＤカードを不正利用して中央制御室に立ち入ったほか、完了と発表した安全対策工事が一部で未完だったことが立て続けに判明している。

新潟県の花角英世知事はＩＤ不正をめぐり「全体に対する信頼の不安感が出るような事案だ」と批判しており、度重なる不祥事で東電の原発運営への不信と疑念が強まるのは必至だ。再稼働に必要な地元同意も一段と難しくなった。

・脱原発を望む回答が８割超、「原発容認」は約 15%　地方紙協働企画アンケート

＜京都新聞　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/530646

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00244.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17419.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 3 月 16 日版）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17405.html

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(3 月 15 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17403.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・ブラジル 新型コロナの感染拡大収まらず医療崩壊のおそれ

＜NHK　2021 年 3 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210317/k10012918751000.html

・新たに 2 人がコロナ陽性　フェンシング帰国後検査で

＜共同通信　2021 年 3 月 16 日＞　https://this.kiji.is/744532927472271360?c=39546741839462401

・コロナ解雇が増加、9 万 5 千人に

厚労省、ペース速まる

＜共同通信　2021 年 3 月 16 日＞　https://this.kiji.is/744460196284645376?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関する Q&A（水際対策の抜本的強化）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 16 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種実績

＜厚生労働省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_sesshujisseki.html

・独仏なども接種停止　アストラ製ワクチン、血栓で―新型コロナ

＜時事ドットコム　2021 年 3 月 16 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2528200

・WHO は促進、日本も大量契約 中断のアストラゼネカ製
＜朝日新聞　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3J6KPMP3JUHBI021.html
・公平なワクチン、ＥＵに要求　不満強める中欧６カ国
＜時事ドットコム　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021031700241&g=co
米政権、ワクチン懐疑論を懸念　目立つ保守層、平常化に妨げ―新型コロナ
＜時事ドットコム　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021031600877&g=cov
・ワクチン接種 0.2%にとどまる　国内、6 月末までに 1 億回分確保
＜共同通信　2021 年 3 月 16 日＞
https://this.kiji.is/744497190255247360?c=39546741839462401
・ワクチン効果弱める変異株 E484K　沖縄で 6 人が初検出　国の監視対象外　強弱不明
＜沖縄タイムズ　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/722544
****
[3] 労働安全衛生法第六十条の二第二項の規定に基づく教育の適切かつ有効な実施を図るための指針に関する公示（厚生労働省）
［官報］　令和 3 年 3 月 17 日　本紙　第 453 号　10 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210317/20210317h00453/20210317h004530010f.html
労働安全衛生法第 60 条の２第２項の規定に基づく教育の適切かつ有効な実施を図るための指針に関する公示
安全衛生教育指針公示第６号
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の２第２項の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。
令和 3 年 3 月 17 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久
１　名称　危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する件
２　趣旨　労働安全衛生法第 60 条の２第２項の規定に基づき、安全衛生教育指針公示第１号（平成元年５月 22 日）として公表した危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の別表の 14 に掲げる教育について、科目の範囲を追加し、時間を拡充等するものである。
３　適用日　令和３年４月１日
４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（ｈｔｔｐｓ://ｗｗｗ.mhlw.ｇｏｊｐ/index.html）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働局労働基準部安全主務課において閲覧に供する。
****
[4] *肥料*
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 383 号）
［官報］　令和 3 年 3 月 16 日　本紙　第 452 号　4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210316/20210316h00452/20210316h004520004f.html
肥料の新規登録 15 件が公示された。
****
[5] *食品安全衛生関係*
◇食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 10 号）
［官報］　令和 3 年 3 月 17 日　号外　第 58 号　2～4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210317/20210317g00058/20210317g000580002f.html
食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和 3 年 3 月 17 日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉
食品表示基準の一部を改正する内閣府令
食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した

部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
（表示禁止事項）
第二十三条　　［略］
２　前項に規定するもののほか、玄米及び精米にあっては、次に掲げる事項は、容器包装に表示してはならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる事項については、第十九条に規定するところにより表示する場合を除く。
［号を削る。］
一～三　［略］
別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）
<table>
<tr><th>食品</th><th>表示事項</th><th>表示の方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">玄米及び精米</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>原料玄米</td><td>次に定めるところにより表示する。
一　産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について根拠を示す資料を保管している原料玄米にあっては、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名又は一般に知られている地名を表示する。
二　一に規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種又は産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記する。この場合、国産品にあっては「国内産△割」</td></tr>
</table>
</td><td>
（表示禁止事項）
第二十三条　　［略］
２　前項に規定するもののほか、玄米及び精米にあっては、次に掲げる事項は、容器包装に表示してはならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、第十九条に規定するところにより表示する場合を除く。
一　未検査米の原料玄米にあっては、品種又は産年を表す用語
二～四　［略］
別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）
<table>
<tr><th>食品</th><th>表示事項</th><th>表示の方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">玄米及び精米</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>原料玄米</td><td>次に定めるところにより表示する。
一　産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあっては、農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による証明をいい、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米にあっては、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名又は一般に知られている地名を表示する。
二　一に規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を表示し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

		と、輸入品にあっては原産国ごとに「〇〇産△割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に表示し、「〇〇」には国名、「△」には使用割合を表す数字を表示する（三において同じ。）。			量の割合をいう。以下同じ。）を併記する。この場合、国産品にあっては「国内産△割」と、輸入品にあっては原産国ごとに「〇〇産△割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に表示し、「〇〇」には国名、「△」には使用割合を表す数字を表示する（三及び四において同じ。）。
		三 二の場合においては、二の規定による「国内産△割」又は「〇〇産△割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部について、当該産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管している場合に限り、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて、次に定めるところにより表示することができる。			三 二の場合においては、二の規定による「国内産△割」又は「〇〇産△割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の三つの表示項目について、証明の内容に基づき、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて表示することができる。ただし、産地について証明を受けていない原料玄米の産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第四条の規定に基づき伝達される産地を表示することができるものとする。なお、この場合において、次に掲げる場合にあってはそれぞれ次に定めるところにより表示する。
		［イ～ハ　略］			［イ～ハ　同上］
		ニ 産地の表示をする場合にあっては、一に規定するところにより表示する。			ニ 産地の表示をする場合にあっては、一に規定するところにより表示し、産地について証明を受けていない原料玄米について産地の表示をする場合にあっては、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と表示する。
		四 一又は三の場合においては、産地、品種、産年その他の原料玄米の表示事項の根拠を確認した方法（以下「表示確認方法」という。）について、次に定めるところにより表示することができる。			四 二の場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）が含まれている場合にあっては、当該未検査米について二の規定による「国内産△割」又は「〇〇産△割」の表示の次に括弧を付して「未検査米△割」と表示することができる。
		イ 当該産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部について証明（国産品にあっては、農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による証明をいい、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた場合にあっては、当該産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部について、当該証明を受けた旨を表示する。			

ロ イに規定する場合以外の場合にあっては、表示確認方法（産地、品種及び産年の三つの表示項目については証明以外の方法に限る。）を表示する。	
［略］	［略］
［略］	［略］
別記様式四（第二十二条関係） ―省略― 備考 ［１～９　略］ 10 消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。	**別記様式四**（第二十二条関係） ―省略― 備考 ［１～９　略］ ［加える。］
備考　表中の[　]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この府令は、令和三年七月一日から施行する。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第１号）

［官報］　令和３年３月 16 日　本紙　第 452 号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210316/20210316h00452/20210316h004520002f.html

○環境省令第１号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書及び第六項ただし書並びに第十四条第一項ただし書及び第六項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年３月 16 日　　環境大臣　　小泉進次郎

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十六年環境省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
附　則 （この省令の失効） **第三条**　この省令は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。	**附　則** （この省令の失効） **第三条**　この省令は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[7] *温暖化対策関係*

◇地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における平成 29 年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について

＜経済産業省　2021 年 3 月 16 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210316005/20210316005.html?from=mj
＜環境省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109315.html

環境省及び経済産業省は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、事業者から報告のあった平成 29 年度の温室効果ガス排出量を集計し、今般、取りまとめましたので、公表します。

報告を行った事業者（事業所）数は、特定事業所排出者が 12,341 事業者（特定事業所：15,194 事業所）、特定輸送排出者が 1,319 事業者でした。また、報告された特定排出者の温室効果ガス排出量の合計値は 6 億 8,919 万 tCO2 でした。

集計結果及び開示請求の方法については、下記ページに掲載します。
（集計結果）　https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/result
（開示請求の方法）https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/request

１．経緯

温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表する制度です※。本制度は、温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定することにより、自らの排出実態を認識し、自主的取組のための基盤を確立するとともに、排出量の情報を可視化することにより、国民・事業者全般の自主的取組を促進し、その気運を高めることを目指すものです。

今般、環境省及び経済産業省は、平成 29 年度の温室効果ガス排出量について、特定排出者から報告のあった排出量を集計し、取りまとめました。

※ 制度概要　https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/about

２．集計結果の概要

報告を行った事業者（事業所）数及び報告された排出量の合計は、下記のとおりです。

（１）特定事業所排出者※１

	平成 29 年度	＜参考＞平成 28 年度
報告事業者数（報告事業所数）	12,341 事業者（15,194 事業所）	12,354 事業者（15,202 事業所）
報告された排出量の合計	6 億 5,821 万 tCO2	6 億 4,926 万 tCO2
報告された調整後排出量※２の合計	報告された調整後排出量※２の合計	6 億 4,183 万 tCO2 6 億 3,136 万 tCO2

（２）特定輸送排出者※３

	平成 29 年度	＜参考＞平成 28 年度
報告事業者数	1,319 事業者	1,336 事業者
報告された排出量の合計	3,098 万 tCO2	3,184 万 tCO2

（３）特定排出者全体（＝（１）＋（２））

	平成 29 年度	＜参考＞平成 28 年度
報告された排出量の合計	6 億 8,919 万 tCO2	6 億 8,111 万 tCO2

※１　特定事業所排出者：以下の①又は②の要件を満たす事業者
① 全ての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が 1,500kl/年以上となる事業者
② 次のア及びイの要件を満たす事業者
ア　算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、全ての事業所の排出量が CO2 換算で 3,000t 以上となる事業者
イ　事業者全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上
※２　調整後排出量：事業者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、国内認証排出削減量等の無効化量、廃棄物の原燃料使用に伴う排出量等を控除等して調整したもの。
※３　特定輸送排出者：輸送部門の排出量報告を行う特定排出者。省エネルギー法に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者等。

（注）　他人から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源 CO2 排出量は、H29 年度の電気の使用量に、H28 年度実績の電気事業者別排出係数を乗じて、算定しています。

３．公表及び開示請求

環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された特定排出者の排出量等を集計し、以下の（１）～（４）の情報を公表します。

（１）事業者別及び業種別の特定排出者の排出量
（２）業種別及び都道府県別の特定事業所の排出量
（３）事業者別の特定事業所排出者の調整後排出量
（４）特定排出者全体に係る関連情報

また、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣は、請求に応じて下記の情報を開示します。「※公表」と付した情報は、開示情報であるとともに公表情報でもあることを表します。

①特定事業所排出者
・事業者に関する情報
・事業者における温室効果ガスの種類ごとの排出量　※公表
・特定事業所排出者における調整後排出量　※公表
・事業者の国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種類ごとの合計量
・事業者に係る関連情報　※公表
・特定事業所に関する情報
・特定事業所における温室効果ガスの種類ごとの算定排出量
・特定事業所に係る関連情報

②特定輸送排出者
・事業者に関する情報
・事業者における温室効果ガスの排出量　※公表
・事業者に係る関連情報　※公表

環境省及び経済産業省では、すべての事業者からの報告情報について、令和３年３月 16 日（火）16 時から開示請求を受け付けます。また、事業所管省庁では、当該省庁の所管する事業を主たる事業としている事業者からの報告情報について、開示請求を受け付けます。

集計結果及び開示請求の方法については、下記の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の WEB サイトに掲載予定です。

（集計結果）　http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/result
（開示請求の方法）http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/request

※　データについては引き続き精査し、必要に応じて、今般公表した集計結果を今後修正することがあります。

添付資料

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における平成 29 年度温室効果ガス排出量の集計結果

https://www.env.go.jp/press/files/jp/115800.pdf

◇特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件の一部を改正する件（環境省告示第 16 号）

［官報］　令和３年３月 17 日　本紙　第 453 号　９頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210317/20210317h00453/20210317h004530009f.html

○環境省告示第 16 号

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）第六条の規定に基づき、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成十九年九月環境省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和３年３月 17 日　　環境大臣　　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
第２．許可申請書の記載に当だっての留意事項 １・２　（略） ３　特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載に当だっての留意事項 ⑴　（略） ⑵　異常時監視に係る事項 1）監視の方法 異常時監視（海底下廃棄許可省令第１条第３項第２号に規定する異常時監視をいう。以下同じ。）に係る監視の方法及び監視項目に関し、懸念時監視及び通常時監視の結果を踏まえつつ、①に掲げるところ等により、特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出等による特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生じるおそれが生じている場所を具体的に特定し、必要な場合には海底下廃棄許可省令第１条第２項第７号の措置等の実施を可能とする情報を把握できる方法を記載するものとする。なお、監視項目は②に掲げるものから選択するものとする。 ①・②　（略） 2）　（略） (3)（略）	第２．許可申請書の記載に当だっての留意事項 １・２　（略） ３　特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載に当だっての留意事項 ⑴　（略） ⑵　異常時監視に係る事項 1）監視の方法 異常時監視（海底下廃棄許可省令第１条第３項第２号に規定する異常時監視をいう。以下同じ。）に係る監視の方法及び監視項目に関し、懸念時監視及び通常時監視の結果を踏まえつつ、①に掲げるところ等により、特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出等による特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生じるおそれが生じている場所を具体的に特定し、必要な場合には海底下廃棄許可省令第１条第４項の措置等の実施を可能とする情報を把握できる方法を記載するものとする。なお、監視項目は②に掲げるものから選択するものとする。 ①・②　（略） 2）　（略） (3)（略）

◇水素の利用促進へ特区や法整備を　　企業協議会、経産相に政策提言

＜共同通信　2021 年 3 月 16 日＞　https://this.kiji.is/744432639687786496?c=39546741839462401

水素の利用促進を目指し 195 の企業などが参加する団体「水素バリューチェーン推進協議会」は 16 日、水素社会実現に向けた政策提言をまとめ、梶山弘志経済産業相に提出した。水素に特化した特区の設立や法規制の整備などを求めた。

協議会の共同代表者を務めるトヨタ自動車の内山田竹志会長らが梶山氏と会談し、提言書を手渡した。梶山氏は 2050 年の脱炭素社会実現を目指す上で「水素は欠かせない」と述べ、協議会と連携し普及策を検討すると応じた。

提言は「水素社会の実現は地球温暖化を食い止めるための絶対条件」と強調。特区の設立、技術開発への支援、法規制の整備などが必要と指摘した。

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）の公募開始について

＜環境省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109331.html

---

◇令和３年度社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業（うち LNG 燃料システム等導入促進事業）の公募について

＜環境省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109255.html

---

◇水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第６次報告案）に関する意見の募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109304.html
---

◇令和３年度「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」における新規採択課題の公募開始に関するお知らせ ～課題解決型廃炉研究プログラム～
＜文部科学省　2021 年 3 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzYacwYuok5tAbK

[公募結果、意見募集結果]
◇環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の公布及び意見募集（パブリックコメント）の実施結果について
＜環境省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109324.html
****

[9] ***その他省庁発表***
◇自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）
　　［官報］　令和３年３月 16 日　号外　第 57 号　2～3 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210316/20210316g00057/20210316g000570002f.html
---

◇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）
　　［官報］　令和３年３月 16 日　号外　第 57 号　5～6 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210316/20210316g00057/20210316g000570005f.html
---

◇農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の規定に基づく立入調査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（農林水産省・環境省令第１号）
　　［官報］　令和３年３月 16 日　号外　第 57 号　7～8 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210316/20210316g00057/20210316g000570007f.html
---

◇特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）
　　［官報］　令和３年３月 16 日　号外　第 57 号　9～10 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210316/20210316g00057/20210316g000570009f.html
---

◇経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（経済産業省・環境省令第１号）
　　［官報］　令和３年３月 16 日　号外　第 57 号　11～12 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210316/20210316g00057/20210316g000570011f.html
---

◇環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（環境省令第２号）
　　［官報］　令和３年３月 16 日　号外　第 57 号　13～14 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210316/20210316g00057/20210316g000570013f.html
---

◇「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）（中教審第 228 号）　【令和３年３月 16 日更新】
＜文部科学省　2021 年 3 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzYacwYuok5tAbL

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・有明海・八代海等総合調査評価委員会（第 46 回）の開催について　　３月 30 日、WEB 会議

＜環境省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109309.html

（１）第６回、第７回の小委員会における取組について

（２）再生方策の取組状況について WEB 会議

（３）その他

・中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会（第 10 回）の開催について

３月 25 日、 WEB 会議

＜環境省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109300.html

（１）水銀排出施設における水銀濃度の測定結果について

（２）要排出抑制施設における自主的取組のフォローアップについて

（３）水銀大気排出インベントリーについて

（４）その他

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会）　　3 月 18 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wMoENnuDT2q9YlpY

（１）新型コロナワクチンの接種順位等について

（２）新型コロナワクチンの接種の実施状況について

（３）新型コロナワクチンの接種間隔について

（４）その他

・第 3 回特定保健用食品制度(疾病リスク低減表示)に関する検討会の開催について　　3 月 19 日、Web 会議

＜消費者庁　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023346/

1.疾病リスク低減表示の今後の運用について

2.その他

・遺伝子組換え食品等専門調査会（第 209 回）の開催について（非公開）　　３月２４日、web 会議 、

＜内閣府　2021 年 3 月 16 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_209.html

（１）食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について

・pPDX 株を利用して生産されたホスホリパーゼ

・コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）（食品・飼料）

（２）その他

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）資料

3 月 17 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17407.html

１．ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおいて留意すべき事項（開発者等ヒアリング）

２．ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の食品衛生上の取扱いについて

３．その他

・２０５０年に向けたガス事業の在り方研究会（第７回）　　3 月 23 日

＜経済産業省　2021 年 3 月 16 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/38407

２０５０年に向けたガス事業の在り方について（中間とりまとめ（案））

・世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会（第 3 回）

3 月 23 日、オンライン

＜経済産業省　2021 年 3 月 16 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/38426

成長に資するカーボンプライシング

・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会（第１４回）　　3 月 22 日、オンライン

＜経済産業省　2021 年 3 月 16 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/38367

「2020 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況について

1. ＬＰガス事故発生状況について
2. 「液化石油ガス安全高度化計画 2030」の策定について
3. 新型コロナ感染症を契機とした対策について
4. 液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への移譲について
5. 2020 年度立入検査の実施状況及び 2021 年度立入検査の重点について

[開催記録、報告、資料等]

・産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発の推進の在り方に関する検討会（第１回）　配付資料

3 月 11 日

＜文部科学省　2021 年 3 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzYacwYuok5tAbG

本検討会について

1.有識者からの情報提供

2.産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発の現状、課題について

「医薬品・医療機器等 産学連携の国際ベンチマーク」

・　　発表者 島津 博基 科学技術振興機構（JST）研究開発戦略センター（CRDS）ライフサイエンス・臨床医学ユニット ユニットリーダー

3.医療分野研究成果展開事業の概要について

4.総合討論

5.その他

****

[11] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・新潟県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 53 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109354.html

・栃木県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 52 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2021 年 3 月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210315.html

****

[付録]

◇教員の質向上 体制整備　　35 人学級・デジタル化　中教審に諮問　　文科相

＜日経新聞　2021 年 3 月 13 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGKKZO69951770S1A310C2CR8000/

萩生田光一文部制学相は 12 日、教員の質向上につながる養或や採用、研修のあり方を検討するよう中央教育審議会(中教審)に諮問した。小学校全ての学年で実現する「加入学級」やデジタル化か急速に進むことなどを踏まえ、教員の指導力を高め、より質の高い教育を提供できる体制を整える必要があると判断した。

免許更新制、抜本見直し

諮問は、教員の養成・採用・研修を一体的に検討する必要があるとして　①資質能力の再定義　②優れた人材確保に向けた採用のあり方　③教員免許制の見直し　④教員養成大学などの機能強化　⑤教員を支える環境整備の５つを挙げた。

特に教員免許の更新制度については、優先して結論を出すよう求めた。現在は 10 年に１度、30 時間以上の講習を受ける必要があるが、諮問は「必要な教員数の確保と資質能力の確保が両立できるような抜本的な見直しについて先行して結論を得てほしい」とした。萩生田氏は「多忙な中で、経済的・物理的な負担感が生じているとの声がある」と理由を述べた。

文制省は更新制について、教員に対して初の実態調査に乗り出す。夏までに結果をとりまとめて中教審に示し、議論を促す方針という。

萩生田氏は同日の中教審の総会で、教員は長時間労働のイメージが先行するなど「魅力的な職業としての社会的認識が必ずしも十分ではない」とし、採用倍率の低下を招いていると指摘。学習用端末が配備され校内のＩＣＴ(情報通信技術)環境が整うのに合わせた指導方法の変化に向け「適切に対応できる多様性と柔軟性を備えた組織となっているか指摘がな

されている」とも述べ、教員の質確保に危機感を示した。

中教審は１月に示した答申で、デジタル化や 35 人学級の実現に向け、子ども１人１人に合ったきめ細かい指導体制を整える必要があるとした。教員については「主体的な学びを支援する伴走者としての役割」が求められるとし、ＩＣＴ活用の指導力を高めるよう求めた。

経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）が 2018 年、79 カ国・地域を対象に「デジタル端末を授業に取り入れるために必要な技術や指導力を持つ」と校長が評価する学校に通う 10 歳の生徒の割合を調べたところ、日本は 27・3％と最下位だった。

３月末には学習用端末がほとんどの小中学校でそろい、４月からはＩＣＴ環境下での授業に取り組む。紙と同一の内容を端末画面に表示するデジタル教科書の本格導入にむけた実証も全国的に始まり、効果的な指導を検討しなければならず、教員育成が急務となる。

中教審は同日付で総会のもとに特別部会の設置を決め、諮問内容に関する検討を進める。

萩生田氏は「第３次学校安全の推進に関する計画」の策定についても諮問した。策定は学校保健安全法に基づき、現行の計画は 21 年度末までとなっている。新型コロナウイルス感染対策と安全対策の両立などを論点としてあげ、約１年後に結論を出すよう求めた。

教員の質確保・向上への中央教育審議会に諮問した内容のポイント

①教員に求められる資質能力の再定義
②質の高い教職員集団のあり方　→採用、キャリアパス、管理職など
③教員免許のあり方、更新制の抜本的な見直し　→教職課程、学校外勤務者への対応など
④教員養成大学・教職大学院の機能強化　→教育内容や方法、学生確保、就職など
⑤教員を支える環境整備

▼中央教育審議会（中教審）

2001 年に前身の中教審を母体として文部科学省内に設置された文科相の諮問機関。諮問内容に応じて、教育や学術、文化にかかわる政策について調査や審議を行う。最終的には提言として答申をまとめ、文科相に意見を述べる。

委員は学識経験者 30 人以内で構成する。任期は２年。３月からの第 11 期は 29 人が任命された。「初等中等教育分科会」「大学分科会」「教育制度分科会」「生涯学習分科会」の４つの分科会が置かれ、必要に応じて分科会の下に部会を設置し、細かく議論する。

********** 以上 **********